

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月17日 14時57分ごろ
発生場所	北海道小樽市高島岬北北西方沖 日和山灯台から真方位334° 1.3海里付近 (概位 北緯43° 15.5′ 東経141° 00.1′)
事故の概要	漁船登紀丸は、西進中、また、ヨットFAUSTは、帆走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月30日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 登紀丸、19トン HK2-21872（漁船登録番号）、個人所有 B ヨット FAUST、5トン未満（長さ7.09m） 200-17721北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷外板に擦過傷 B 甲板上のポールに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、高島岬北北西方沖を漁場に向けて西進中、船長Aが、右舷前方から接近するB船を視認した際、同じ針路及び速力でもB船と支障なく通過できるものと思い、航行を続けたところ、B船を視認してから約10分後にA船の右舷側とB船とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、帆走していた。
分析	A船は、西進中、船長Aが、右舷前方から接近するB船を認めた際、B船と支障なく通過できるものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、帆走中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、A船が西進中、B船が帆走中、両船が衝突したものと考えられる。

<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>
-----------	---